資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月三十日

掲載頁　四十八頁（号外第一一二号）

平成三十年二月二十六日

東京都港区芝公園二丁目五番二〇号

メルパルク株式会社

代表取締役　山崎　宏治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千八百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月三十日

掲載頁　四十八頁（号外第一一二号）

平成三十年二月二十六日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号

株式会社目黒雅叙園

代表取締役　本中野　真

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千七百四十九万六千六百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成三十年二月二十六日

北海道雨竜郡沼田町字沼田三五一番地

中村ホールディングス株式会社

代表取締役　中村　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百四十五億円、資本準備金の額を百四十五億円減少し、それぞれ六十億円、六十億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月二十七日

掲載頁　八十三頁（号外第二〇九号）

平成三十年二月二十六日

千葉県成田市取香字上人塚一四八番地一

ジェットスター・ジャパン株式会社

代表取締役　片岡　優

合併につき株券等提出公告

当社は、田村製薬株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月二十六日

東京都千代田区神田神保町一丁目六番地

田村商事株式会社

代表取締役　藤田　和宏

第十六期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部

流動資産	一五四
固定資産	一七〇
資産の部合計	三二四

負債及び純資産の部

流動負債	二、三五〇
固定負債	五
負債の部合計	二、三五五
株主資本	△二、〇三一
資本金	四四五
資本剰余金	四二五
資本準備金	四二五
利益剰余金	△二、九〇一
その他利益剰余金	△二、九〇一
（当期純損失）	（九〇）
純資産の部合計	△二、〇三一
負債及び純資産の部合計	三二四

平成三十年二月二十六日

東京都文京区本郷一丁目二八番一〇号本郷TKビル三階

ヘルスケア・コミッティー株式会社

代表取締役　西川　昌人

第十三期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	三一、七三〇
資産の部合計	三一、七三〇

負債及び純資産の部

流動負債	一二、一〇八
賞与引当金	三、八九五
その他	八、二一三
負債の部合計	一二、一〇八
株主資本	一九、六二二
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	九、六二二
その他利益剰余金	九、六二二
（当期純利益）	（一、九七一）
純資産の部合計	一九、六二二
負債及び純資産の部合計	三一、七三〇

平成三十年二月二十六日

東京都墨田区文花二丁目一番三号

花王ピオニー株式会社

代表取締役　濱田　浩

第七十四期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部

流動資産	一、一九三
固定資産	五八七
資産の部合計	一、七八〇

負債及び純資産の部

流動負債	九七六
固定負債	三七九
退職給付引当金	五九
その他	三二〇
負債の部合計	一、三五五
株主資本	四二五
資本金	五九
資本剰余金	四三
資本準備金	四三
利益剰余金	三三三
利益準備金	一一
その他利益剰余金	三一二
（当期純利益）	（九）
評価・換算差額等	〇
純資産の部合計	四二五

負債及び純資産の部合計　一、七八〇

平成三十年二月二十六日

高知県吾川郡いの町三八九五番地

伊野紙株式会社

代表取締役　正木　一路

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡加美町字西町六六番地、最後の住所宮城県加美郡加美町字西町六六番地

一　被相続人　亡　浅野俊一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

宮城県仙台市青葉区広瀬町三番四九号

相続財産管理人　司法書士　及川　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市青田二〇三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　関　貴義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

茨城県石岡市国府二丁目一番二五号御幸ビル三〇二号室いしおか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井川　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市肴町一二八一番地、最後の住所茨城県水戸市本町二丁目一〇番二一号

被相続人　亡　山田　政一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十六日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階

相続財産管理人　弁護士　牧野　拓真